

1. はじめに

本報告書は、成田市一般廃棄物処理基本計画に定める、ごみ処理基本計画編に関する数値目標に対する実績及び39項目の個別施策の進捗状況、生活排水処理基本計画編に関する数値目標に対する実績及び8項目の個別施策の進捗状況についてとりまとめ、施策事業の実施状況、目標達成状況等を年度ごとに点検、把握することにより、今後の施策事業の効果的な推進や計画の進行管理に役立たせるものです。

2. 基本事項

①計画の目的

「成田市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、本市における廃棄物処理に関する状況把握や廃棄物処理計画の進行管理を実施し、循環型社会の形成をより一層推進するために、今後の廃棄物行政の方向性や、その実現に向けた具体的な施策の体系を定めることを目的とするものです。

②計画の構成

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定めるものです。

本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。

③計画の位置づけ

本計画は国の「第3次循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、千葉県「第9次廃棄物処理計画」との整合性を踏まえ、目標値を設定しています。

また、本市の上位計画である「成田市総合計画『NARITA みらいプラン』」、「成田市環境基本計画」、市の関連計画とも整合を図るものとします。

本計画の位置づけは、図1に示すとおりです。

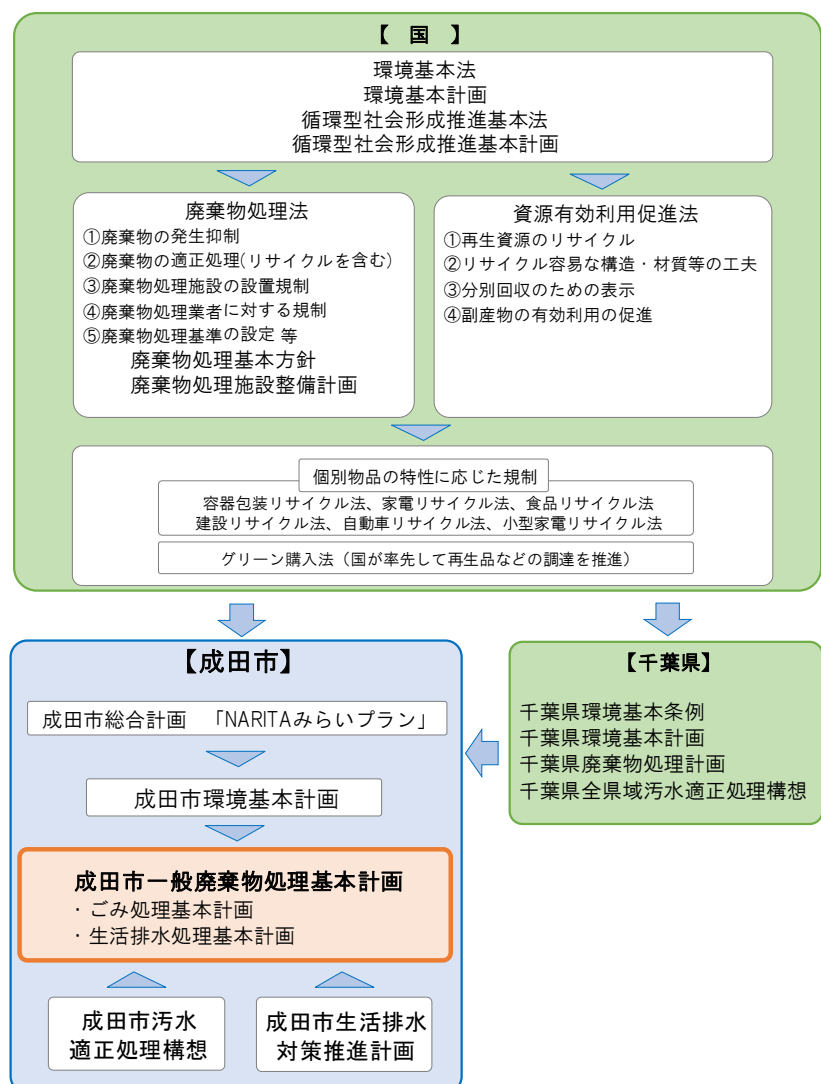


図1 計画の位置づけ

④計画期間

本計画の計画期間は、2018（平成30）年度を初年度とし、2027（令和9）年度を目標年度とする10年間とします。

なお、関連法や制度の改正など一般廃棄物の状況に注視し、適宜見直しを行います。

⑤計画の対象廃棄物

本計画が対象とする一般廃棄物は、図2-1に示すとおり、本市内の家庭及び事業所から発生するごみ（生活系ごみ、事業系ごみ）と生活排水です。

本計画においては、家庭から排出されるごみのうち資源を除いたものを「家庭系ごみ」、家庭系ごみと資源を併せて「生活系ごみ（家庭から排出されるごみ）」と定義します。

また、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）を併せて生活排水といいます。

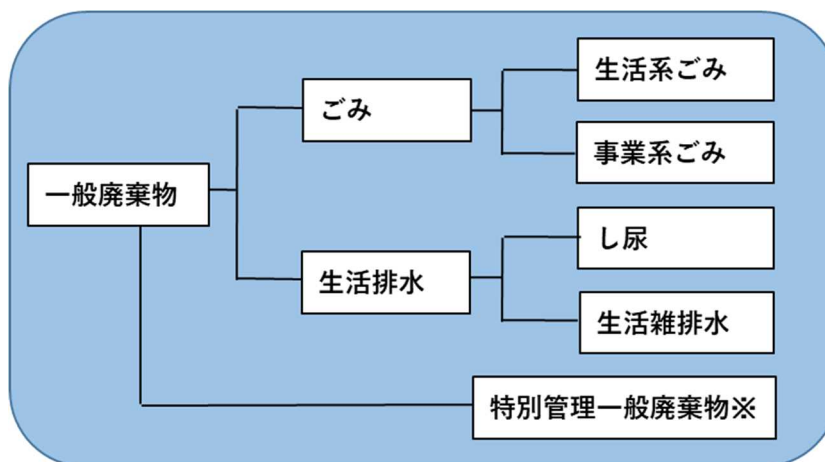


図 2-1 一般廃棄物の区分

※一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものをさします。

なお、廃棄物は、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をさします。

図 2-2 に示すとおり、廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があります。

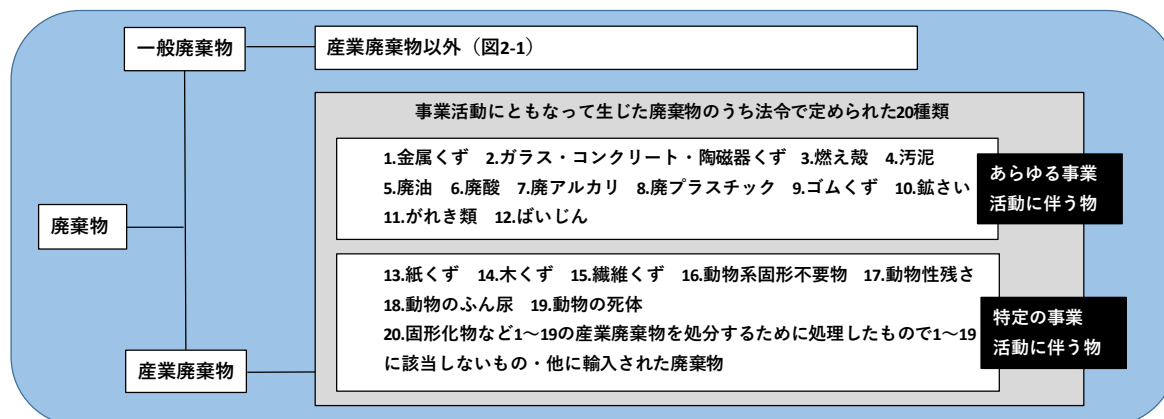


図 2-2 廃棄物の区分